

知立市信用保証料事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証により融資を受けた市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）の事業資金の融通を促進し、事業の発展に資するため、予算の範囲内において交付する知立市信用保証料事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内に事業所を有し、愛知県小規模企業等振興資金融資制度、愛知県経済環境適応資金融資制度又は経営安定関連保証融資制度を利用して、金融機関から借入れを行った者とする。

2 前項に規定する補助対象者であっても、知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者、市税を滞納している者又は同一の融資に対し本市以外の市町村（特別区を含む。）においてこの要綱と同様の趣旨の補助金若しくは助成金を受けた者は、補助対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、支払い信用保証料に、借入額から繰上償還される額を減じて得た額を借入額で除して得た率を乗じた額に次に掲げる補助率を乗じたものとし、20万円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 借入額から繰上償還された額を減じた額が500万円以下の場合 60%
- (2) 借入額から繰上償還された額を減じた額が500万円を超える場合 40%

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、信用保証料補助金交付申請書兼保証料支払証明書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書（様式第2）
- (2) 信用保証書の写し
- (3) 市税に係る完納証明書
- (4) 借換えをしている場合はその証明書類（約定利息を含まない繰上償還される額がわかるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、信用保証料の支払の日から起算して30日以内に行ななければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて、市税の滞納の有無、事業所の所在地等の調査を行う。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を決定したときは規則第6条に規定する決定通知書により、補助金の交付申請を却下するときは信用保証料事業補助金交付申請却下通知書（様式第3）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（実績報告の特例）

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、第4条第1項に規定する書類により保証料の支払いを証明できる場合にあつては、提出を要しないものとする。

（補助金等の交付）

第7条 補助金は、補助対象者の請求により交付するものとする。

2 前項における交付は、1会計年度あたり2回を上限とする。

（補助金の返還）

第8条 前条の規定により補助金の交付を受けた者が、借入金を繰上償還等したことにより協会から信用保証料の返戻が生じた場合は、信用保証料返戻届（様式第4）に協会が発行する信用保証料の返戻に係る案内の文書の写しを添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

3 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、市長が定める日までに請求額を納付しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に実行した第2条第1項各号に規定する借入れから適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。ただし、令和2年2月18日以後に実行した第2条第1項各号に規定する借入から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実行した第2条第1項に規定する借入れから適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。